平成２６年（フ）第１３６６号
横浜市泉区中田南４丁目８番24号　一富荘102
債務者　友木　　清
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月５日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３８２号
静岡市駿河区中原471番地の１　ドミール石上Ａ103
債務者　弓野　竜治
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月５日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３４３号
岡山市南区福富西１丁目19番22号カーサプリメラ101号
債務者　横野　　歩
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月18日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１４１号
北海道阿寒郡鶴居村鶴居西６丁目２番地１
債務者　松本めぐみ（旧姓宮崎）
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月７日午前10時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第５３５６号
東京都足立区新田１丁目19―16
債務者　足利　　薫
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月６日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７５８１号
東京都世田谷区豪徳寺１丁目56―４―302
債務者　池田　樹里
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月６日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１７９号
横浜市鶴見区汐入町１丁目13番地
債務者　西濱　久美
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月７日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１４３号
釧路市春日町５番６号
債務者　能正　富子
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月12日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第１５１号
釧路市鳥取北10丁目17番２号
債務者　黒田　明美
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月12日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第８７１７号
東京都荒川区南千住１丁目31―８
債務者　小林　映子
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８７８４号
神奈川県川崎市川崎区宮前町８―10―303
債務者　横田　　裕
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８７９３号
千葉県船橋市海神４丁目４―10
債務者　長谷川敬人
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８７９７号
東京都世田谷区上北沢４丁目32―21―105
債務者　滝沢　伸起
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８８０２号
神奈川県横浜市鶴見区駒岡２丁目９―14
債務者　南雲　　勇
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８８０８号
神奈川県横浜市中区本牧間門20―１―103
債務者　石塚　利恵
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部